

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準
(令和 3 年 8 月 25 日時点)

1 基本的な考え方

「三重県緊急事態措置」の実施を受けて、県が主催するイベントについて、8 月 27 日（金）以降、次のとおり取り扱うこととします。

- 8 月 27 日（金）から 9 月 12 日（日）の間、県主催のイベントは、開催場所が県内、県外であるに関わらず、可能な限り中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とします。
- 中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とすることが困難であり、やむを得ず開催するイベントについては、次の開催基準に則り、感染防止対策を徹底したうえで開催するものとします。

(開催基準)

- ・ 開催時間を 21 時までとします。
- ・ 人数上限及び収容率を以下の目安（いずれか小さい方を限度）とし、2 の感染防止対策を徹底したうえで実施するものとします。

人数上限	収容率
5,000 人	50%以内

※固定席がある場合は座席を前後左右の 1 席は空けることとする。

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1 m 以上）を空けることとする。

※参加者が随時入退場するイベントの場合（例：展示会等）は、一定の人数上限を設定したうえで、入場管理や制限、誘導・整理を行うこととする。

※開催を中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とすることが困難なイベントの例

- ・ 資格や試験、講習等、期間中に実施しなければ参加者の資格取得等の機会に制限を生じさせるもの
- ・ すでにチケットを販売しており、演者等のスケジュールの都合により延期することが難しく、中止とした場合に払い戻し等の対応をとることが難しいもの（この場合、8 月 28 日（土）までにチケット販売を開始していたものについては、8 月 28 日（土）までに販売されたものに限り、キャンセルは不要とする。ただし、8 月 29 日（日）以降は上記の人数等の上限を超えるチケットの新規販売を停止すること。）

○なお、次のようなイベントについては感染リスクが高いことから、上記に関わらず中止又は延期とします。

- ・不特定の参加者が集まるもの
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないもの

2 開催する場合の感染防止対策

次の項目など適切な感染防止対策を講じることとします。

(開催前の対策)

参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ・県外にお住まいの方は、参加を避けていただくようご協力をお願いします。
- ・海外への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・発熱等の症状がある方は参加できません。
- ・マスクを着用しないなど、感染防止対策にご協力いただけない方は参加できません。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方等、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- ・大声での歓声・声援等やマスクを外しての会話等は控えてください。
- ・スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- ・参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

ア) マスク常時着用の徹底

- ・マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

イ) 大声の抑止

- ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
 - ＊隣席の方との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - ＊演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
- ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

ウ) 手洗い

- ・こまめな手洗いの推奨を行うこと。

エ) 消毒

- ・消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場

所等) のこまめな消毒を行うこと。

オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。

＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限

キ) 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保すること（グループとグループの間は1席（立席の場合は1 m以上）空ける）。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m以上確保すること。
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔を確保すること（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）。

ク) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を原則禁止とすること。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。

ケ) 参加者の制限

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を禁止すること。
- ・マスクを着用しないなど、感染防止措置に協力しない参加者の入場を禁止すること。

コ) 参加者の把握

- ・事前申込時又は入場時に連絡先を把握すること。
- ・「安心みえる LINE」や接触確認アプリの利用を奨励すること。特に、イベントの性質上参加者の確実な把握が難しい場合は、積極的に利用を促すこと。
- ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

サ) 演者の行動管理

- ・有症状者は出演・練習を控えさせること。
- ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）。
- ・合唱等、発声する演者間での感染リスクに対処すること。

シ) イベント前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うこと。（懇親会・打ち上げ等は厳禁、直行直帰の呼びかけ等）
- ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

3 留意事項

- ・本開催基準の適用は、令和3年9月12日（日）までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。